

* 最高裁判所裁判官国民審査審査公報

(1) 令和8年2月8日執行

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

東京都選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
高須 順一
昭和三四年一月九日生

略歴
東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政論専攻修士。京都大学博士（法学）。法政大学准教授。
昭和六年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成二年 四月 法政大学法学部非常勤講師
二年 四月 法政大学大学院非常勤講師
二年 一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年 六月 公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事
三〇年 四月 法政大学大学院法務研究科長
令和元年 五月 日本弁護士連合会司法制度調査委員長
二年 六月 日本弁護士連合会司法裁判手続に関する委員会幹事
二年 一月 最高裁判所民事規則制定審問委員会委員
六年 四月 公益財団法人学術振興会法務系専門職大学院
七年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
医療観察法四二条一項の決定に対する原告の申立書の記載方式や原告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であって、憲法適合の問題ではない（全員一致、裁判長）
- 二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決
令和六年に行われた衆議院議員選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院議員選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要する観点から、選挙区割りについて、憲法一四一条一項等に抵触しないか、と多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割の下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（選挙区割であった）との意見を交付した
- 三 令和七年二月三日 第二小法廷決定
大府府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一三二条との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）
- 四 令和八年一月九日 第二小法廷判決
国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた限は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する国の所有権に基づく建物明許請求権を行使して、同占有者に対して同住戸の明許を求めることができる（意見付加）

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があります。そのためには、最高裁判所の判例が果たす役割が大きくなってきています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学」を実現すべき理想の探求を行わせる限りは、法の構成と現実の関係を注目の注目の限りに留めず、虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴って私的思慮から救われたものではない。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしています。この言葉をこれからも大切に、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙遜し、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

告示番号：2



最高裁判所判事
沖野 眞己
昭和三九年一月二日生

略歴
奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校野村香（ALS）交換生プログラムによる米国ネブラスカ州・ブレインリー（Brainley）ハイスクール、東京大学法学部を卒業。米国ウィスコンシン大学ロースクール修士（LL.M.）
昭和六年一月 司法試験合格
六年 四月 東京大学法学部助手
六年 十月 筑波大学社会学部専任講師
五年 四月 学習院大学法学部助教授
一一年 四月 学習院大学法学部助教授
一四年 四月 法務省事務官（法務省民事局総務課法務専門員、法務省民事局付）
一六年 四月 学習院大学専攻科法政学専攻科法政学専攻科教授
一九年 四月 一橋大学大学院法学研究科教授
二二年 一月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
令和七年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科長、法学部長

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和七年一月一〇日 第三小法廷決定
全体が包括、罪を構成する業務上横領の事実について月ごとの横領金額を明示した訴訟に対し、部の月の横領金額につき訴訟因を上回る金額を認定するに当たって訴訟因を越えなかったことには違法はないとした（全員一致）
- 二 令和七年一月二二日 第三小法廷決定
コナチナ倉庫が刑法二〇〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）
- 三 令和七年二月一〇日 第三小法廷決定
病院の診療録中、刑罰法三三二条一号により採用された出所不明確な記載を事後直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）
- 四 令和七年二月三日 第三小法廷判決
住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の履行のし、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過後に消費者が液化石油ガスの供給を断るとして、所定の期間経過後に消費者が液化石油ガス販売業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める事項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）
- 五 令和七年二月三日 第三小法廷判決
液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管につき当該住宅者に付与してあり民法二四二条ただし書の適用はないとした（全員一致）
- 六 令和八年一月二〇日 第二小法廷判決
弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するたため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士との固有債権者の差押えを排除するために、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的要件として主張する必要がある、また、信託財産に係る財産であるか否かは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に堪えていきたいと思っております。

投票日 2月8日(日)
午前7時から午後8時まで

急な総選挙の実施により、投票所入場券の発送の遅れが見込まれています。
なお、投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば、投票が可能です。

仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

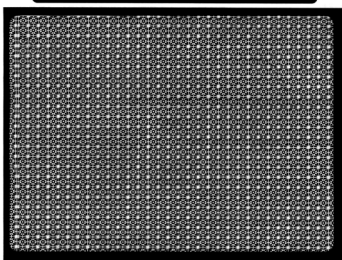
- ・期日前投票期間 2月1日(日)～2月7日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等で確認ください。)

V 資料

* 入場整理券（選挙のご案内）及び封筒

区内居住者向け封筒

投票所入場整理券在中



選挙

目黒局
料金後納
郵便
郵便区内特別

東京都第26区
衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

世帯全員分の投票所入場整理券が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

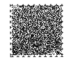
目黒区選挙管理委員会
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
電話 03(5722)9299
FAX 03(5722)9334 ◎裏面をご覧ください

区内居住者向け封筒（裏面）

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日当日、投票所へ行けないかたは期日前投票をご利用ください。

下のマークは、音声コードです。
活字読み上げ機能をもった機器を
使用することにより、目の不自由な
かたでも選挙に関する情報を音声
で聞くことができます。



イメージキャラクター
選挙のめいずくん

期日前投票所	住所	時間
目黒区総合庁舎	目黒区上目黒2丁目19番15号	午前 8:30
北部地区サービス事務所	目黒区大森1丁目5番14の2797-9	午前 8:30
田道ふれあい館	目黒区目黒1丁目25番26号	午前 8:30
防災センター	目黒区中央町1丁目9番7号	午後 8:00
碑住区センター	目黒区碑文谷2丁目16番6号	午後 8:00
八雲住区センター	目黒区八雲1丁目10番5号	午後 8:00

期日前投票は住所に関係なく、いずれの
期日前投票所でも投票できます。
(公共交通機関をご利用ください。)
※期日前投票所によって、投票できる
種類が異なります。
期日前投票期間等の詳細は、同封の
チラシをご確認ください。

選挙に関する情報を
目黒区公式ウェブサイト
で発信しています。
左のQRコードから
アクセスすることができます。

◎投票日当日は指定の投票所以外では投票できません。

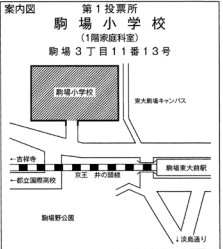
投票所入場整理券

衆議院議員選挙

投票所入場整理券

投票区	投票日	2月8日(日)	午前7時から	午後8時まで
01	投票所	駒場小学校		
簿冊	ページ	番号	名簿対照	用紙交付

案内図



第1投票所
駒場小学校
(1階家庭科室)
駒場3丁目11番13号

投票日当日は、上記の投票所以外では投票できません。
なお、投票所へは公共交通機関をご利用下さい。

投票所入場整理券（裏面）

投票方法 次の①～③のうち、いずれかの方法で投票できます。

※詳しくは同封の「選挙のお知らせ」をご覧ください。
ただし、この「投票所入場整理券」がお手元にいる限り、投票する日に選挙権がないかたは
投票できません。

① 投票日当日に投票する方法 → **A・B枠 記入不要**
投票日当日、表面の投票所に、ご自分の名前が記載された「投票所入場整理券」をお持ちください。

② 目黒区内で期日前投票する方法 → **A枠のみ記入**
投票日当日、表面の投票所へ行けないかたは期日前投票ができます。A枠内をご記入の上、
期日前投票所にお持ちください。

③ 目黒区外で不在者投票する方法 → **A・B枠に記入**
出張等で目黒区外に滞在のかたは、滞在先の選挙管理委員会の指定する場所へ、不在
者投票ができます。A枠及びB枠内をご記入の上、目黒区選挙管理委員会へ郵送してください。
この方法は郵送によるため、日数を要します。請求及び投票はお早にお願います。

目黒区選挙管理委員会
〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館9階
電話 03(5722)9299(直通) FAX 03(5722)9334
ウェブサイト <https://www.city.meguro.tokyo.jp/kusei/senkyo/shugijim/index.html>

期日前投票をするかたは、事前にA枠内をご記入ください。

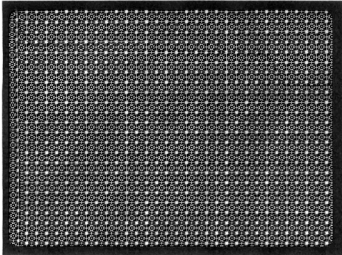
A枠	宣誓書(兼投票用紙等請求書)	月	日
私は、投票日当日、下記の事項のいずれかに該当する見込みです。 (選挙権の喪失は不要です。)	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事・学業・その他 ●区外の住所に居住中 ●入院、通院予定等 ●シジャー・用事 		
上記は、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。			
フリガナ			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年	月 日
住所 (名簿登録地)	表面記載のとおり		
目黒区外で不在者投票を希望するかたは、以下にもご記入ください。 (送付先はAパート等の名称まで正確にご記入ください。)			
B枠			
投票用紙等 送付先 (滞在先)	〒 _____		
電話番号	() _____		

◎住所の誤差を

0 0000207 01/01 1NA6X0000207#

区外転出者向け封筒

選挙のご案内



選挙

目黒局
料金後納
郵便

東京都第26区
衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

世帯全員分の選挙のご案内が入っています。
必ず開封してご自分のものをご確認ください。

目黒区選挙管理委員会
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
電話 03(5722)9299
FAX 03(5722)9334 ●裏面をご覧ください

区外転出者向け封筒（裏面）

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日当日、投票所へ行けないかたは期日前投票をご利用ください。

下のマークは、音声コードです。
活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、目の不自由な
かたでも選挙に関する情報を音声
で聞くことができます。



イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

期日前投票所	住所	時間
目黒区総合庁舎	目黒区上目黒2丁目19番15号	午前8:30
北部地区サービス事務所	目黒区南17番511号227号-9階	午前8:30
田道ふれあい館	目黒区目黒1丁目25番26号	午後5:00
防災センター	目黒区中央町1丁目9番7号	午後8:00
碑住区センター	目黒区碑文谷2丁目16番6号	午後8:00
八雲住区センター	目黒区八雲1丁目10番5号	午後8:00

期日前投票は住所に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。
(公共交通機関をご利用ください)
※期日前投票所によって、投票できる期間が異なります。
期日前投票期間の詳細は、同封のチラシをご覧ください。
○当封書が置いてある、新住所地の選挙人名簿に登録された場合は、目黒区での投票ではなく、新住所地での投票になります。
選挙に関する情報を目黒区公式ウェブサイトで見ることができます。
右のQRコードからアクセスすることができます。



◎投票日当日は指定の投票所以外では投票できません。

選挙のご案内

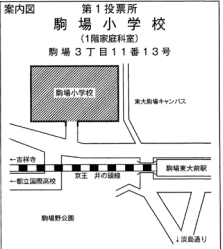
衆議院議員選挙

選挙のご案内

投票区	投票日	2月8日(日)	午前7時から 午後8時まで
01	投票所	駒場小学校	

簿冊	ページ	番号	名簿好照	用紙	交付

案内図 第1投票所
駒場小学校
(1階教室利用)
駒場3丁目11番13号



投票日当日は、上記の投票所以外では投票できません。
なお、投票所へは公共交通機関をご利用下さい。

選挙のご案内（裏面）

投票方法 次の①～③のうち、いずれかの方法で投票できます。
※詳しくは同封の「目黒区から転出したかたへ」をご覧ください。
ただし、この「選挙のご案内」がお手元に無い場合、投票する日に選挙権がないかたは投票できません。

① 投票日当日に投票する方法 **A・B枠 記入不要**
投票日当日、表面の投票所に、ご自分の名前が記載された「選挙のご案内」をお持ちください。

② 目黒区内で期日前投票する方法 **A枠のみ記入**
投票日当日、裏面の投票所へ行けないかたは期日前投票ができます。A枠内をご記入の上、期日前投票所にお持ちください。

③ 目黒区外で不在者投票をする方法 **A・B枠に記入**
目黒区の投票所及び期日前投票所に来られないかたは、お近くの区市町村の選挙管理委員会の指定する場所で、不在者投票ができます。A枠及びB枠をご記入の上、目黒区選挙管理委員会へ郵送してください。この方法は郵便によるため、日数を要します。請求及び投票は早めにお願います。

目黒区選挙管理委員会
〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎別館9階
電話 03(5722)9299(直通) FAX 03(5722)9334
区ウェブサイト <https://www.city.meguro.tokyo.jp/kusei/senkyo/shuglinn/index.html>

期日前投票をするかたは、事前にA枠内をご記入ください。

A枠	宣誓書(兼投票用紙等請求書)	月	日
氏名	私は、投票日当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みです。 (選挙権の選択は不棄です。)		
生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ●住居・学業・その他 ●実父・実母等 ●レジャー・月暮 		
住所(名簿登録地)	<ul style="list-style-type: none"> ●区外の住所に居住中 ●入院、施設入所等 		
氏名			
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年	月 日
住所(名簿登録地)	目黒区		

目黒区外で不在者投票を希望するかたは、以下にもご記入ください。

B枠	(送付先はアパート等の名称まで正確にご記入ください。)
投票用紙等送付先(居住地)	〒 -
電話番号	()

◎印の欄は必須

0 0000210 01/01 1NAHX0000210#

V 資料

区外転出者向けチラシ

不在者投票のご案内

転出先・滞在先での不在者投票のご案内

目黒区の投票所及び期日前投票所まで来られない場合には、**転出先・滞在先の選挙管理委員会**で不在者投票ができます。

同封の「選挙のご案内」裏面の宣誓書（兼投票用紙請求書）に必要事項を本人がご記入の上、目黒区選挙管理委員会宛てに郵送で請求してください（記入方法は下図を参照）。

（書類等の送付に郵便を使用いたしますので、お早めに請求してください。）

※土日は普通郵便の配達がありませんので、ご注意ください。

※転出先・滞在先での不在者投票では郵便による請求のほか、マイナンバーカードをお持ちのかたであれば、オンラインによる請求が可能です（マイポータルを利用）。詳しくは目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

目黒区公式ウェブサイトはこちらのQRコードからアクセスすることができます。

①投票用紙の請求

同封の「選挙のご案内」裏面の宣誓書（兼投票用紙請求書）に必要事項を記入し、目黒区選挙管理委員会宛てに郵送してください。

※FAXやメールは不可

②投票用紙等の送付

目黒区選挙管理委員会が、宣誓書（兼投票用紙請求書）に記載されている送付先（滞在先）に投票用紙等を郵送します。

③投票用紙の受け取り・不在者投票（転出先・滞在先）

(1) 郵送される投票用紙等を受け取り、お早めに選挙所の区市町村の選挙管理委員会にお持ちください。

※投票当日の投票は受け付けられません。

【注意事項】

※投票場所、受付期間や時間は区市町村によって異なります。投票する選挙管理委員会に事前に問い合わせください。

目黒区から転出したかたへ

2月8日（ ）は、衆議院議員選挙（東京都第26区選出・比例代表選出）及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

2月9日（日）は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。あなたは目黒区から転出されたかたが、現在お住まいの区市町村の選挙人名簿に登録されておりませんので、今回の選挙は、**目黒区での投票となります。**

※新住所への転入届出が令和7年10月26日以前のかたは、新住所の選挙人名簿に登録されます。※新住所で選挙人名簿に登録された場合は、目黒区ではなく新住所での投票となります。

選挙の情報を発信しています

選挙に関する情報や投票所における支援について、目黒区公式ウェブサイトでもご案内しています。右のQRコードから確認いただくか、目黒区選挙管理委員会事務局（03-5722-9299）までお問合せください。

投票日当日の投票及び期日前投票のご案内

投票日当日、同封の「選挙のご案内」をご持参のうえ、「選挙のご案内」裏面に記載されている**目黒区の投票所**で投票してください。

投票日当日、投票所へ行けないかたは、期日前投票ができます。

「選挙のご案内」裏面の宣誓書に事前にご記入の上、ご利用しやすい目黒区の期日前投票所で投票してください。なお、**投票日当日（2月9日（日））は、期日前投票所では投票できません。**

●期日前投票のご案内 ※期日前投票所によって期間が異なりますので、ご注意ください。

①期 間・・・ 目黒区総合庁舎 1月28日（水）から2月7日（土）まで
上記以外の施設 2月1日（日）から2月7日（土）まで

②時 間・・・ 午前8時30分から午後8時まで

③場 所・・・ 区内6か所の期日前投票所（本チラシの2～3ページ参照）

※投票日当日は、「選挙のご案内」裏面に記載された投票所以外では投票できません。
（目黒区総合庁舎は、上記の期日前投票所中から選ばれることもできますが、投票日当日は第8投票所として開設されます。「選挙のご案内」裏面に記載の投票所が第8投票所以外のかたは、投票日当日に目黒区総合庁舎（第8投票所）では投票できません。）

※「選挙のご案内」を忘れたかた、紛失したりした場合でも、選挙人名簿と照合のうえ投票ができますので、投票所係員にお申し出ください。

目黒区の投票所及び期日前投票所まで来られない場合には、不在者投票をご利用ください。手続きについては、本チラシの4ページをご覧ください。

投票は3種類です

投票は、衆議院議員選挙の小選挙区（東京都第26区）選出、比例代表選出と最高裁判所裁判官国民審査の3種類です。小選挙区（東京都第26区）選出は「候補者名」を、比例代表選出は「政党名」を、最高裁判所裁判官国民審査は「投票する候補者名」を必ず記載する必要があります。必ず「×印」をご記入ください（併せてお持ちください）。

① 普通投票用紙（小選挙区） → ② 普通投票用紙（比例代表） → ③ 最高裁判所裁判官国民審査

※最高裁判所裁判官国民審査は最高裁判所裁判官国民審査により2月1日（日）から投票できます。1月28日（水）から1月31日（土）までは投票できませんのでご注意ください。

宣誓書（兼投票用紙請求書）の記入例

目黒区の住所を記入してください。

宣誓書（兼投票用紙請求書）の記入例

宣誓書（兼投票用紙請求書）の記入例

新住所または滞在先の住所（投票用紙等の送付先）と電話番号（号中の通称先）を記入してください。

（同封の「選挙のご案内」裏面 右側）

病院等での不在者投票のご案内

都道府県の選挙管理委員会に指定されている病院や老人ホーム等に入院（所）中のかたは、病院（施設）内で不在者投票ができます。希望するかたは、直接病院（施設）にお申し出ください。

区外転出者向けチラシ（裏面）

期日前投票期間

目黒区総合庁舎

1月28日（水）～2月7日（土）

＜総合庁舎以外の施設＞

2月1日（日）～2月7日（土）

- 北部地区サービス事務所
- 碑住センター
- 田道ふれあい館
- 八雲住居センター
- 防災センター

※中目黒GTプラザホールは開設されません。

※後半になるにつれて、混雑する傾向にありますので、比較的空いている前半の期日前投票をご検討ください。

※期日前投票は、いずれの期日前投票所（6カ所）でも投票ができます。

投票時間

午前8時30分から午後8時まで

※車いすや点字票、投票用紙記入補助具、よくあるお問い合わせ用イラストにコミュニケーションボードなどを用意しております。お困りのことがあれば係員にご相談ください。

宣誓書の記入について

期日前投票をされるかたは、同封の「選挙のご案内」裏面のA種内（宣誓書）を事前にご記入の上、投票所にお持ちください。記入の時間を省けるため、スリープに投票することができません。記入方法については、下図をご覧ください。

投票する日をご記入ください

（「選挙のご案内」裏面 右側）

投票所へは公共交通機関をご利用ください

投票所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。選挙をご利用のかたは、目黒区総合庁舎以外での期日前投票ご希望の場合は、目黒区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

各期日前投票所についての詳細は目黒区公式ウェブサイトでもご案内しています。左のQRコードからアクセスすることができます。

期日前投票所案内図

投票日2月8日（日）は選挙のご案内の裏面に記載された投票所でのみ投票できます

目黒区総合庁舎1層（上目黒2-19-15）

東急東横線 東目黒駅 徒歩5分
東急バス「目黒区総合庁舎前」下車1分（中目黒駅）下車5分

1月28日（水）～2月7日（土）

混雑状況を事前にチェック！

下のQRコードから期日前投票所の混雑状況を確認できます。投票に行く前に、空いている期日前投票所の確認にご利用ください。

2月1日（日）～2月7日（土）

北部地区サービス事務所（大橋1-5-1クロスエタワー9階）

東急田園都市線 池尻大橋駅 徒歩6分
東急バス「大橋」下車2分

田道ふれあい館3階（目黒1-25-26）

JR山手線 東急目黒線 目黒駅 徒歩10分
東急バス「梅之助」下車3分、「田道小学校入口」下車2分

八雲住居センター2階（八雲1-10-5）

東急東横線 都立大駅 徒歩5分
東急バス「都立大駅北口」「都立大駅前」下車6分

碑住センター1階（碑文谷2-16-6）

東急東横線 学芸大駅 徒歩20分
東急バス「サレジオ教会」下車1分

防災センター1階（中央1-9-7）

東急東横線 学芸大駅 徒歩15分
東急バス「目黒郵便局」下車3分、「清水」下車4分
高尾駅行バス（中央1-9-7）下車徒歩1分

V資料

— 61 —